

**1105.20 1 . ばれいしょのフレークの関税分類基準について**

ばれいしょのフレークを更に粉碎したものが関税率表第 1105.20 号に該当するか否かは、同表第 11 類注 2 ( B ) の表中「とうもろこし及びグリーンソルガムの粉」の基準（目開き 500 ミクロンのふるいの通過率 90%）を準用して差し支えない。